

横浜開港150周年記念事業コアイベント・ヒルサイドステージ実施業務委託 受託者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜開港150周年記念事業コアイベント（ベイサイドステージ(テーマステージ、ベイサイドエリア、特別エリア)・ヒルサイドステージ) 実施業務委託に関する公募型プロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という）第12条の規定に基づき、横浜開港150周年記念事業コアイベント・ヒルサイドステージ実施業務委託の発注に際し、公募型プロポーザル方式により受託者を特定する場合の手続き等について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 実施要綱第9条第1項に定められた業者選定委員会において審議する事項は次のとおりとする。

- (1) プロポーザル対象業務の決定
- (2) 評価委員会の設置及び評価委員の決定
- (3) 評価項目等
- (4) 審議結果の通知方法等
- (5) 受託者の特定
- (6) その他プロポーザルの実施について必要となる事項

(提案資格)

第3条 当該プロポーザルにかかる提案資格を有する者は、実施要綱第3条に基づき、次の項目の全てに該当する者とする。

- (1) 7月1日までに、平成19年度・20年度の横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載され、かつ「イベント企画運営等（営業種目319）」について登録（事業所の所在地、営業種目の登載順位は不問）が認められている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- (3) 成年被後見人、被保佐人補助人及び未成年でない者
- (4) 破産宣告を受け復権していない者でない者
- (5) 銀行取引停止処分を受けている者でない者
- (6) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法(平成11年法律225号)に基づく再生手続きの申立がなされている者(更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。)でない者
- (7) 本イベント終了まで、業務を履行できる者

2 複数の事業者による共同提案を行う場合は、必ず幹事者を決めるものとし、共同提案者は当該ステージイベントについて複数のJVに所属することができないとともに、当該ステージイベントについてJVに所属しながら自らが単独で提案を行うことができない。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次に掲げる事項について作成するものとし、別途「提案書作成要領」により定める。

- (1) ヒルサイドステージの150のプロジェクトを生み出す市民創発を中心とした「市民参加システム」運営に対する企画提案
- (2) ヒルサイドステージへの来場のきっかけとなるシンボルコンテンツに対する企画提案（展示内容等）
- (3) 会場内のゾーニング及び会場運営に対する企画提案
- (4) 主催者負担金10億円程度及び予測入場者数50万人を前提としたヒルサイドステージ事業収支計画（総事業費（25億円程度と想定）積算にあたり、プロデューサー経費及び会場借り上げ費は除く）
- (5) 上記収支計画における協賛計画（基本的考え方、内容、金額）
- (6) その他市民参加事業に対する独自の提案（任意）
- (7) 実施設計策定業務からイベント実施に至るまでの推進体制（共同提案の場合は、各社名等を記載）
（作業工程、業務体制図のほか、実施統括管理責任者、連絡担当者、制作統括者を明記し、過去の主な業績についても記載）
- (8) 会社概要及び実績（パンフレット等があれば添付）（共同提案の場合は、各社について記載）

(評価委員会の設置)

第5条 評価にあたっては、評価委員会を別に設置し、次の各号に定める事項について、その評価を行う。

- (1) 提案書の内容
 - (2) ヒアリングの内容
- 2 評価委員会の委員については次のとおりとし、委員長は委員の互選により、決定する。
- 小川巧記（「開港150周年記念イベント・ヒルサイドステージ」プロデューサー）
北村圭一（横浜市開港150周年・創造都市事業本部 150周年記念事業・創造都市推進部長）
倉田好明（財団法人横浜開港150周年協会 常務理事）
田中里沙（第2回日本イベント大賞 審査委員、「開港150周年記念イベント研究会」メンバー、「宣伝会議」編集長）
橋爪紳也（社団法人イベント学会副会長、大阪市立大学大学院 教授）
日比野克彦（横浜開港150周年記念イベント・ベイサイドステージプロデューサー）（敬称略：五十音順）
- 3 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 4 評価委員会は、提案書の著作権を考慮し、非公開とする。
 - 5 委員長は、評価結果を最終の評価委員会終了後、速やかに業者選定委員会に報告する。

(評価項目)

第6条 評価項目は、次に掲げる事項とする。

原則として、提出された提案書をもとにその内容についてヒアリングし、評価する。

(1) 提案内容

事業目的、事業趣旨の理解度、横浜市についての基本的知識、市民参加事業としての課題認識力、提案内容の実現可能性、事業スケジュールの妥当性、市民参加システム運営の安定度・将来的な継続性・運営の独自性、シンボルコンテンツの独自性・斬新性・話題性・集客性、会場ゾーニング・運営計画の妥当性・独自性、収支計画の妥当性、協賛計画の具体性

(2) 推進体制

取組姿勢・意欲、担当者の人数・構成、担当者の専門・特殊分野での技量

(3) 提案者の業務実績

過去の同様の業務実績

(4) その他

市内経済への波及効果、環境・バリアフリーへの配慮、その他

- 2 提案者が多数の場合は、提案書の一次評価を行い、バイサイドステージ、ヒルサイドステージそれぞれにつき、最大で5者を選定した上で、ヒアリングを実施する。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

(提案資格確認の通知)

第7条 資格の有無に関わらず、各々の提案資格確認の結果については、その参加意向申出者に通知する。

- 2 確認されなかった旨の通知を受けた参加意向申出者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。
なお、書面は、財団法人横浜開港150周年協会（以下「協会」という）が通知を発送した日の翌日起算で、土、日、祝日を除く5日後の午後5時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければならない。
- 3 前項により説明を求められたときは、協会が書面を受領した日の翌日起算で、土、日、祝日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

(審議結果の通知)

第8条 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の結果については、その提案者に通知する。

- 2 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。
なお、書面は協会が通知を発送した日の翌日起算で、土、日、祝日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。
- 3 前項により説明を求められたときは、協会が書面を受領した日の翌日起算で、土、日、祝日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。